

固定資産税の課税対象

償却資産の所有者は、申告が必要です。

償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（赤字決算等の理由により減価償却資産計上していないものも含む）のうち、その取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産以外のものをいいます。

申告が必要な方

毎年1月1日現在、町内に事業で用いる資産を所有している法人または個人の方です。
例えば、工場の機械類、商店や事務所の備品類、アパートの付帯設備やアスファルト舗装された駐車場等を所有している方が該当します。

償却資産の具体例

パソコン コピー機 ルームエアコン 応接セット キャビネット レジスター 自動販売機
厨房設備 内装・内部造作等 看板（広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン等） 舗装路面
駐車場設備 庭園 門 塀 製造・建設機械 医療機器 受変電設備 中央監視制御装置 等

次のような資産は課税対象にはなりません

耐用年数が1年未満の資産／取得価額が10万円未満のいわゆる少額償却資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの／取得価額が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するいわゆる一括償却資産／自動車税及び軽自動車税の対象となるもの／家屋に含めて評価、課税されるもの／生物（観賞用・興行用等を除く）／無形固定資産（商標権・電話加入権・ソフトウェア等）

申告方法

1月末日までに役場税務課まで申告書をご提出（郵送可）ください。
（1月末日が土日の場合は次の平日まで）

お問合せ

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL 0745-74-1001（内線153・154）
斑鳩町役場 税務課 課税係

償却資産申告に関するQ & A

Q. 資産という程のものは持っていない個人事業者ですが、申告が必要ですか？

- A. 事業に用いる償却資産であれば、看板や事務机ひとつでも申告義務の対象になります。たとえそれがない場合でも、事業をされている方からの申告がなければ本当に資産を持っていないのか、不申告なのかの判断が当方にはつきませんので、該当資産がない旨の申告もしくは連絡をお願いいたします。

Q. 事業をしていれば、所有資産の額に関わらず必ず課税されるのですか？

- A. 所有資産の課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合、法定免税点未満となり課税はされませんが、前述の理由により申告書の提出は必要です。

Q. 申告の仕方がわかりません。役場で申告書を作成してもらえますか？

- A. 償却資産については申告課税ですので、あくまでご自身あるいはご自身の依頼された代理人（税理士等）により作成、申告いただくものになります。役場で申告を代行することはできません。必要であれば申告書の手引きを役場税務課にてお渡しいたします。

Q. 申告しなかったらどうなるのですか？

- A. 当町税務課では地方税法の規定に基づき、償却資産の申告、不申告が適正かを調査させていただくことがあります。その際、申告義務違反があると、延滞金や斑鳩町町税条例の規定に基づく過料の請求の対象となることもあります。申告義務があるかどうかよく分からないという場合は放置せずに、必ず役場税務課か、最寄りの税理士の方等にご相談ください。

Q. リースを受けているパソコンやコピー機がありますが、申告対象になりますか？

- A. リース資産は基本的に所有者であるリース会社が納税義務者となります。ただし、リース期間経過後その資産を無償または名目的な対価による譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合は借主が納税義務を負いますので、不明な場合はリース会社との契約の内容をご確認ください。

Q. 現在使っていない資産がありますが、申告対象になりますか？

- A. 一時的に活動を停止し、遊休状態にある資産（遊休資産）や稼動していない状態にある資産（未稼動資産）についても、それが事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産であれば、償却資産の本来の機能を喪失したものではありませんため、申告の対象となります。ただし、現実に使用されなくなり、税務会計上有姿除却されている資産（用途廃止資産）は対象外となります。

Q. テナントに貸している店が付けた内装や設備も貸主所有の資産となるのですか？

- A. 家屋の付帯設備について、当該家屋の所有者以外の方がその事業の用に供するために取り付けたもの（エアコンや店舗内装などの特定付帯設備）は取り付けた人が納税義務者となります。ただし、これは平成16年の4月1日に改正された地方税法の規定によるもので、それ以前に取り付けた設備等は家屋と一体とみなされ、家屋の所有者が納税義務者となります。

Q. 国税（法人税・所得税）と固定資産税における償却資産の取扱いに違いはありますか？

A. 主に次のような相違点がありますのでご注意ください

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制	定率法
前年中取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳・特別償却 割増償却	制度有り	制度無し
少額資産(30万円未満) の損金算入特例	適用有り	適用無し
簿外資産	資産計上しない	申告対象になる
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

※ 増加償却・陳腐化償却につきましては固定資産税についても適用がありますが、開始初年度に必ず税務署長の発行する許可書の写しを申告書に添付し提出してください。

Q. 償却資産に対する税金は、いつ、どのくらい課税されるのですか？

A. 毎年1月1日現在の償却資産の所有者に対してその年の4月中旬に、固定資産税の納税通知書として税額のお知らせをすることになりますので、土地、家屋を所有されている方にはこれにかかる税金とあわせて通知させていただきます。税率も土地、家屋と同じく1.4%ですので、課税標準額にこれに乗じた金額が課税金額ということになります。

その他ご不明な点等ございましたら、下記までお問合せください

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL 0745-74-1001（内線153・154）
斑鳩町役場 税務課 課税係